金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ワイアンドワイコンサルティング有限会社
２．住所　東京都港区白金一丁目17番１―4102号
３．代表者の氏名　代表取締役　稲葉由利子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1167号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社株倶楽部
２．住所　東京都中央区日本橋兜町15―12兜町吉川ビル３階
３．代表者の氏名　代表取締役　中村　　學
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
4,630,136円
５．上記の者（登録番号関東財務局長第1216号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　松平正俊(松平投資オフィス)
２．住所　千葉県市川市南八幡４丁目10番４―702号
３．代表者の氏名　松平　正俊
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1750号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ジャパン・アセット・マネジメント・パートナーズ
２．住所　東京都港区南青山一丁目15番５号（旧住所：東京都港区芝公園一丁目１番11号）
３．代表者の氏名　代表清算人　村上　政徳
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1900号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ユニバンクス
２．住所　東京都目黒区大橋二丁目３番５号
３．代表者の氏名　代表取締役　各和　秀幸
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1980号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＦＸ総合研究所
２．住所　栃木県小山市宮本町二丁目10番15号
３．代表者の氏名　代表取締役　鈴木　秀之
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2106号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ベリタスマネジメント
２．住所　東京都渋谷区初台二丁目24番１―105号
３．代表者の氏名　代表取締役　多賀谷朋子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2122号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ソーシャル・イノベーション株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門１―15―11虎ノ門林ビル６階（旧住所：東京都港区虎ノ門一丁目８番12号虎ノ門第一ビル４Ｆ）
３．代表者の氏名　代表取締役　五十嵐　進
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2145号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也